特記事項一覧表

No.	種類	位置	最寄りの区画	備考
1	分収造林地	502 る 1 林小班	502 い林小班 502 ろ林小班	
2	分収造林地	521~1林小班 521~2林小班	521い1林小班	
3	分収育林地	515 ろ 3 林小班	515 ~ 1 林小班	
4	民有地		522 と 1 林小班	

備考

- 1:本一覧表は、令和3年10月7日時点の情報によるものです。それぞれの具体的な位置及び範囲は、別紙4「公募時現況図面」を参照してください。
- 2:本一覧表は、以下に示すもののほか、樹木採取区内外の第三者の権利及び利用の状況、 樹木の採取を開始するまでに一定の期間を要する場合等について示しています。
 - (ア) 樹木採取区の近接地における民有地や分収造林地など国以外に権利を有する者が 存在する林地や立木
 - (イ)樹木採取区における登山道、山菜採取を対象とした普通共用林野、簡易上水道水源など樹木の採取に当たって調整、配慮、第三者が行う事業を受忍することが必要となる権利等
 - (ウ) 樹木採取区内外の恒常的な国有林野の利用等。なお、事業を実施するに当たって の調整や第三者が行う事業の受忍の必要性が生じるものについては、当該事項が 国有林野外に係るものであっても示しています。